

【医療事故調査制度対応】

医療事故調査費用保険 のご案内

医療事故調査費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療事故調査費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

- 保険期間 : 令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時まで
- 申込締切 : 令和7年8月18日（月）
- ご加入方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご送付またはFAXをお願いします。

FAX番号 0985-23-9179

保険料のお支払方法は、原則、契約者である宮崎県医師会が届出預金口座から令和7年9月22日（月）に保険料の引き落としをさせていただきます。

お振込みをご希望の場合は、下記指定口座にお振込みください。
お振込期日：令和7年9月12日（金）

振込口座 宮崎銀行 本店 普通口座 口座番号161951
(名義) 公益社団法人 宮崎県医師会

保険契約者：公益社団法人 宮崎県医師会

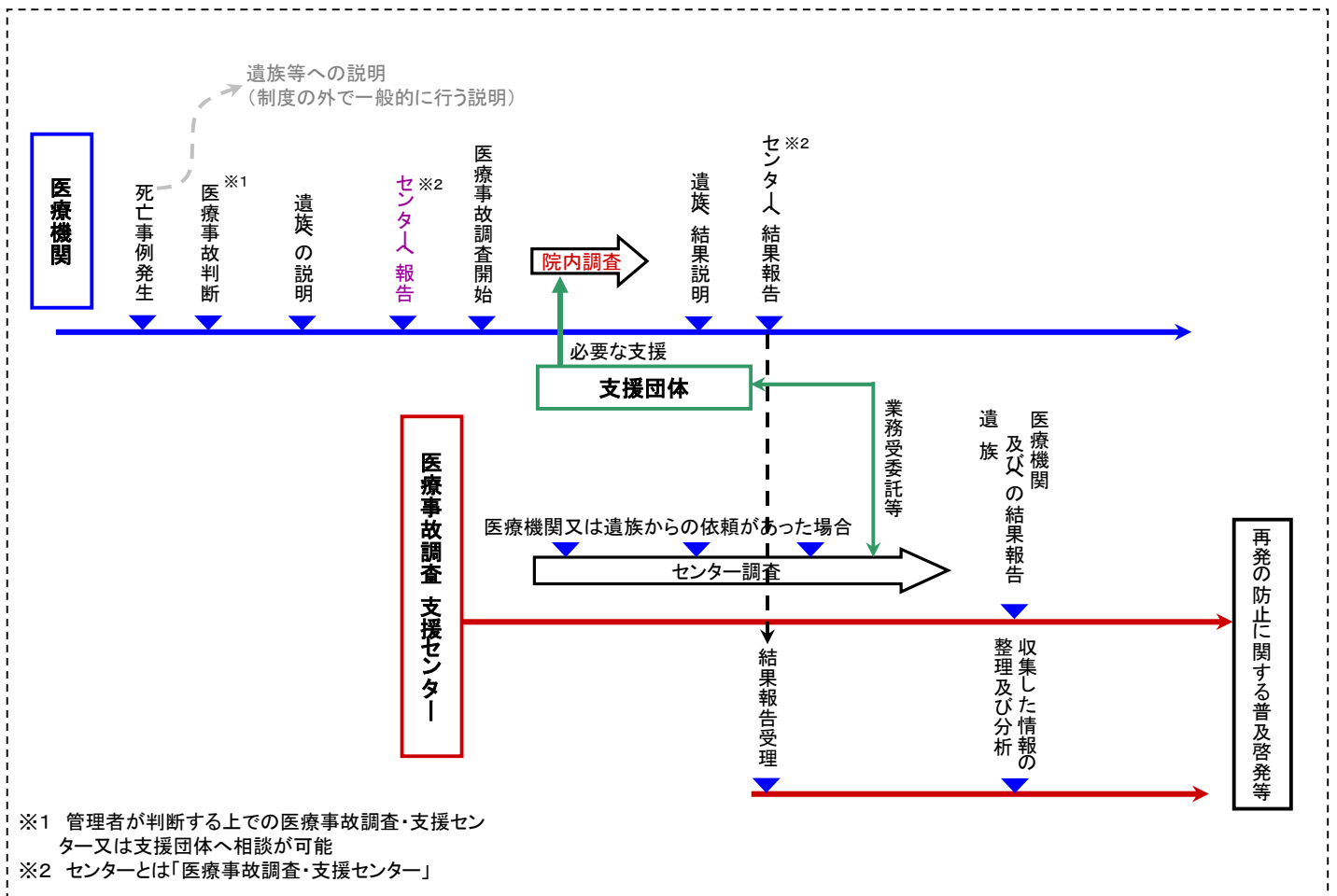
取扱代理店：宮崎県医師協同組合



医療事故調査制度の概要

- ・医療事故調査制度は、2014年6月18日に成立した、医療法の改正に盛り込まれた制度で、制度施行は2015年10月1日です。
- ・医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものです。
- ・対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって、医療機関の管理者がその死亡または死産を予期しなかったものです。

● 医療事故調査制度の概略図



【調査の流れ】

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターへ報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明および医療事故調査・支援センターへ報告を行います。
- 医療事故調査・支援センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及・啓発を行います。
- 医療機関または遺族から調査の依頼があったものについて、医療事故調査・支援センターが調査を行い、その結果を医療機関および遺族への報告を行います。

医療事故調査費用保険の概要

● 医療事故調査費用保険とは・・・

・医療事故調査制度に則って第三者機関(医療事故調査・支援センター)に事故発生の報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる「院内事故調査」を実施することによって発生する費用を補償します。

- 前ページの図の中の **センターへ報告** が医療事故調査・支援センターに受領されている事故の場合に、
前ページの図の中の **院内調査** の実施によって負担が発生する費用を補償します。

● この保険にご加入いただく方は・・・

・医療施設の開設者の方
一般医院・診療所、病院の開設者の方（個人立・法人立を問いません。）



● 被保険者（補償対象者）は・・・

・宮崎県医師会の会員
・宮崎県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設
※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。

● お支払いする保険金は・・・

- <1> 解剖・Ai(※1)の実施に関する費用（注）遺体の保管および搬送費用を含みます
- <2> 院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝金
- <3> 医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用(20万円限度)
- <4> <1>から<3>のほか、医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。
- <5> <1>から<4>のほか、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用(※2)

(※1)Aiとは、Autopsy imaging の略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

(※2)委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、保険会社が妥当と認めるものにかぎります。

● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

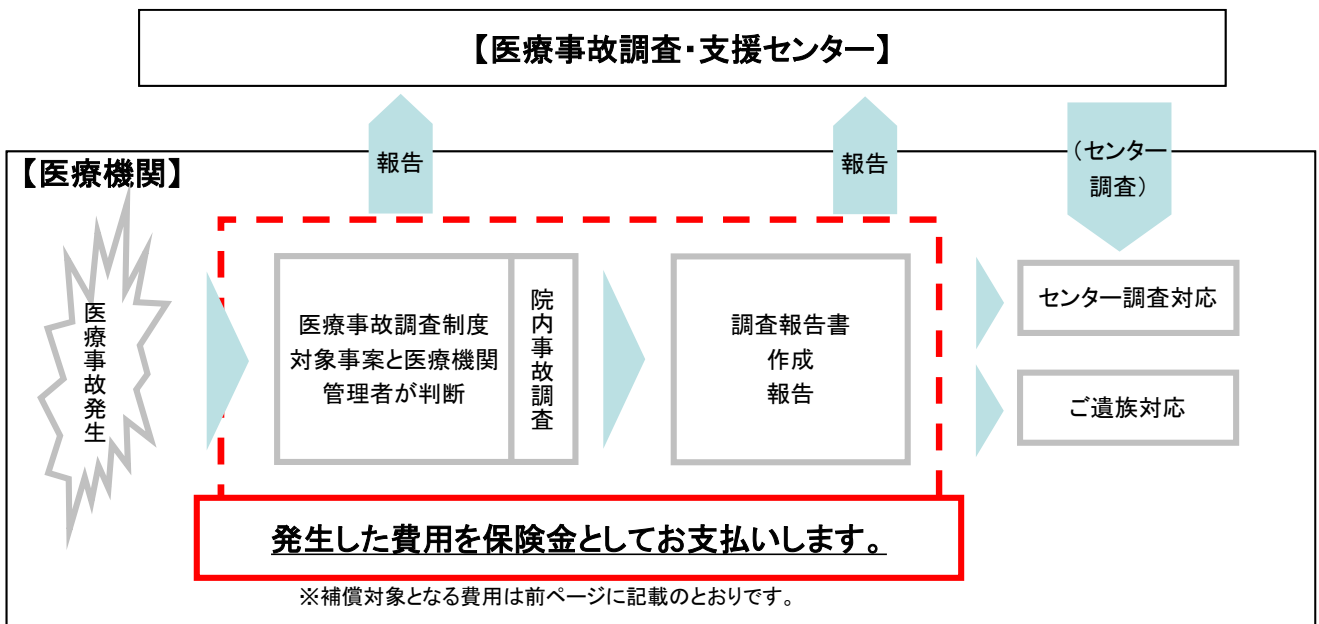
- ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。
- ④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- ⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。 など

● 保険期間

令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時まで

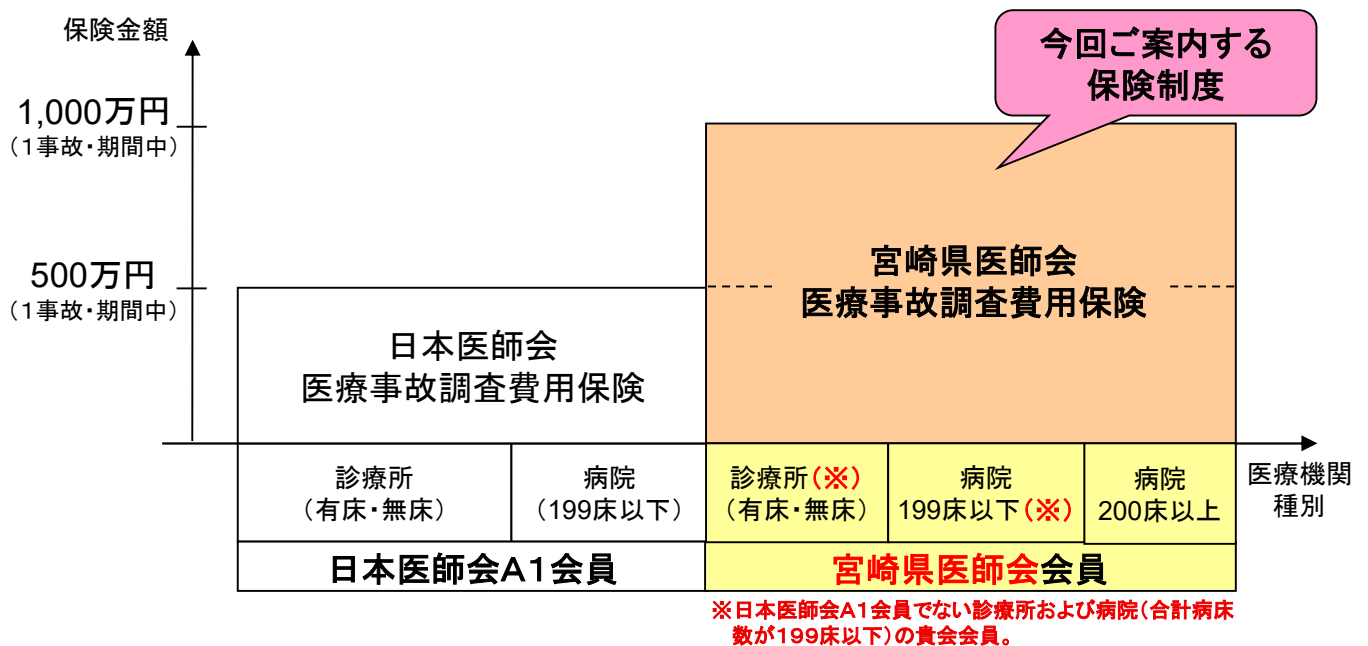
医療事故調査費用保険の概要(続き)

● 補償対象となる費用のイメージ



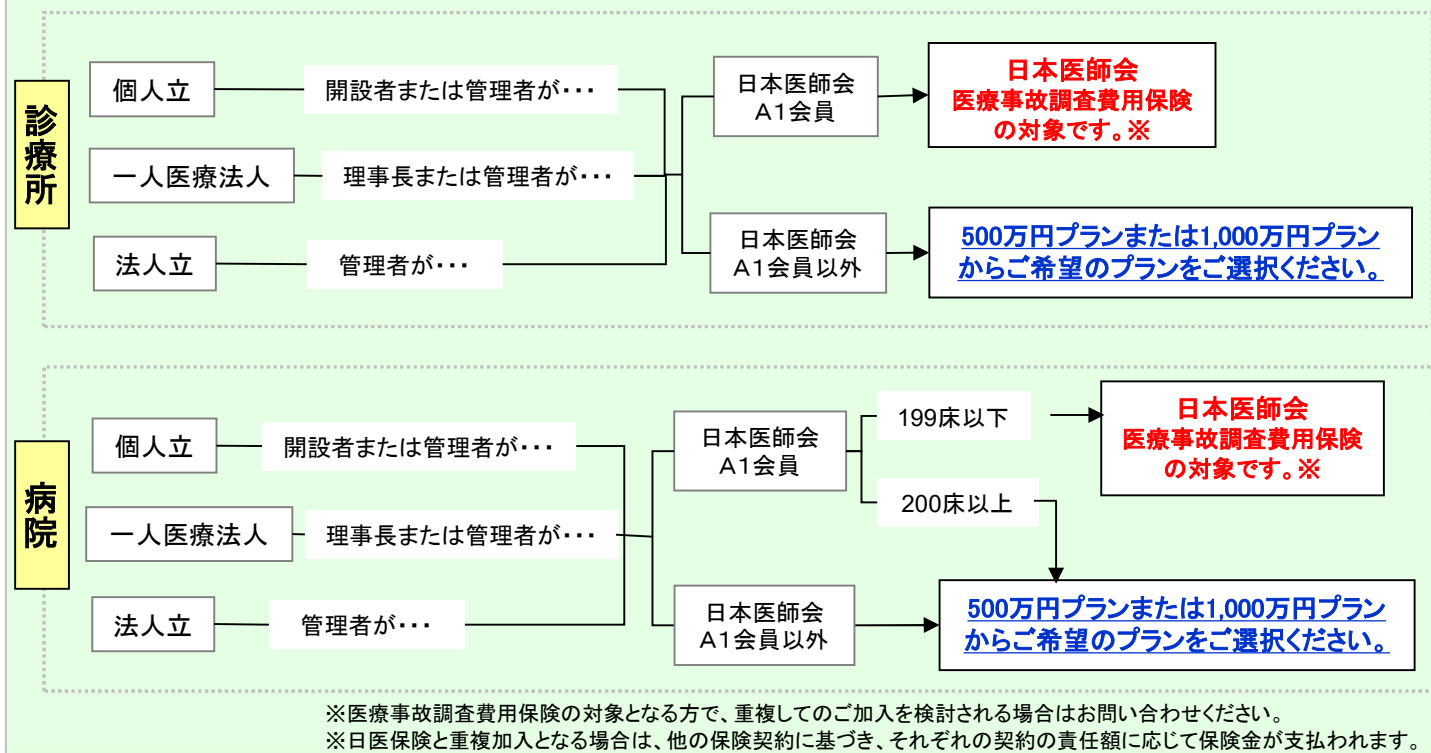
- ・医療事故調査制度の対象となる医療事故が起こった際の、院内事故調査に関する費用を補償します。
 - ・医療事故調査・支援センターへの報告前に発生した費用も補償対象となります。
- ただし、医療事故調査・支援センターへ報告されることが前提となります。
(医療事故調査・支援センターへ報告されない案件による費用は補償対象外となります。)

● 医療事故調査制度に関する保険制度の整理



ご加入プランの選択と保険料

● ご加入タイプのご選択



● 年間保険料

【診療所】

保険期間1年 一括払

保険金額	保険料 (1施設あたり)	
	無床診療所	有床診療所
1事故・期間中限度額		
500万円プラン	4,000円	12,000円
1,000万円プラン	4,500円	14,000円

【病院】

保険期間1年 一括払

保険金額	保険料 (1病床あたり)						
	一般病床					療養病床	その他病床 (精神病床含む)
	99床以下	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上		
1事故・期間中限度額							
500万円プラン	1,000円	1,200円	1,600円	1,700円	1,800円	800円	250円
1,000万円プラン	1,100円	1,400円	1,800円	1,900円	2,000円	900円	300円

● 病院の保険料計算方法

保険料

=

病床区分ごとの保険料単価

×

病床数

複数の病床区分がある場合は病床区分ごとに算出して合算したものが最終的な保険料となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は費用・利益保険普通保険約款および医療事故調査費用保険特約条項に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	公益社団法人 宮崎県医師会
保険期間	令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時までとなります。
申込締切日	令和7年8月18日（月）
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	宮崎県医師会会員
被保険者	・宮崎県医師会の会員 ・宮崎県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設 ※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。
ご加入方法	添付の加入依頼書に必要事故を記載のうえ、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご送付ください。 保険料のお支払い方法は、原則、 8月18日（月） までにFAXでお申し込みいただき、契約者である宮崎県医師会が届出預金口座から 9月22日（月） に保険料の引き落としをさせていただきます。お振込をご希望の場合は、指定口座にお振込みください。お振込期日： 9月12日（金）
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和8年10月1日午後4時までとなります。 保険料のお支払方法については別途ご案内します。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合

保険金を支払う損害は、加入者証記載の保険期間中に発生した医療事故（※）について、被保険者が医療事故調査（※）を行うにあたり支払った費用です。

お支払いする主な費用は以下のとおりです。

- 解剖・Ai（※）に関する費用（注）遺体の保管および搬送費用を含みます
- 院内調査委員会に招聘する有識者（外部委員）に係る交通費・謝金
- 医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用
- 院内の医療事故調査の実施にあたり負担した費用
- その他、医療事故調査（※）を行うために必要な外部に支払う費用で保険会社が妥当と認めたもの

（※）医療事故、医療事故調査の定義は、「用語のご説明」に記載のとおりです。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。

など

用語のご説明

用語	用語の定義
【医療事故】	医療法第6条の10第1項に規定する医療事故をいいます。
【医療事故調査】	医療法第6条の10または11に基づき、医療事故が発生した場合に行う調査、報告または説明をいいます。
【院内事故調査】	医療事故が発生した医療施設にて行う医療事故調査をいいます。
【病院等】	保険証券に記載された病院、診療所または助産所をいいます。
【医療事故調査等支援団体】	医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体をいいます。
【医療事故調査・支援センター】	医療法第6条の15第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から指定を受けたものをいいます。
【被保険者】	保険証券の被保険者欄に記載された者。 医療事故が発生した病院等の管理者。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、付属書類等の記載事項の変更
<例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合

など

※加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
ナビダイヤル0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万が一、事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
・事故発生の日時、場所、事故の状況、実施する院内事故調査の概要
2. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
3. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
4. 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査 ⑤事故の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医療事故調査費用保険事故通知書 調査報告書 など
③	医療事故調査・支援センターへの報告が確認できる書類	医療事故調査・支援センターへの報告書類(写) など
④	院内調査に係る費用が発生したことが確認できる書類	外部機関からの領収書 など

（注1）事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110

<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます）/24時間

※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

宮崎県医師協同組合
〒880-0023 宮崎市和知川原1-101
TEL 0985-23-9100 FAX 0985-23-9179
受付時間：平日午前9時から午後5時まで

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
宮崎支店 法人支社
〒880-0805 宮崎市橋通東5-3-10
TEL 050-3798-1930 FAX 0985-26-6112
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。